

■2024 年度 A 日程 法曹コース特別選抜入学試験・一般入学試験
法律科目試験「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

泉佐野市民会館事件判決（最三小判 1995（平成 7）年 3 月 7 日）を素材として、集会の自由と「公の施設」の利用関係についての理解を試すものである。

〔設問 1〕は、事例問題を検討する前提として、集会の自由と集会のための施設の利用関係に関する基礎的知識を問うものである。集会の自由が公権力に対する不作為請求にとどまり請求権としての施設利用権までを含むものでないことを指摘するよう求めるものである。

「違い」を論ずるという設問の趣旨を十分理解できないもの、自由権の基本的性格についての理解を欠く答案が目立った。

〔設問 2〕上記の判例の趣旨を踏まえて、具体的な利用拒否処分の違憲性を論ずることになる。

地方公共団体の設置する「公の施設」については、地方自治法 244 条に基づいて、住民が正当な理由なく利用を拒否されないことから、判例上、管理者が正当な理由なくその利用を拒否するときは、憲法の保障する集会の自由の不当な制限につながるおそれが生ずることになるとされている。この視点に基づいて、憲法の保障する集会の自由の不当な制限につながらないように利用拒否処分の根拠となった Y シアター条例の規定を限定的に解釈することの可否、そして、限定的に解釈した利用拒否理由に照らして、本件利用拒否処分が許されるかを検討することとなる。その際、「主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条に反対する他のグループ等がこれを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあることを理由に公の施設の利用を拒むことは、憲法 21 条の趣旨に反する」といういわゆる「敵対的聴衆の法理」の適用の可否も検討する必要がある。

基本判例である泉佐野市民会館事件判決についての知識が欠如している答案が目立った。

以 上